

徳島県告示第五百九十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、令和二年九月十一日に、生産事業者として次のとおり登録した。

令和二年十月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

606	登録 番号	生産 事業者	生産事業の内容	事業 所
	氏名			
	飯島 好		幼苗及び幼苗以外 の苗木の育成	飯島 好
	那賀郡那賀町谷内字下傍示 七七 谷内住宅B号			那賀郡那賀町谷内字下傍示 七七 谷内住宅B号